

# 日本農業市場学会 アドバイザー制度規程

## 第1条（目的）

日本農業市場学会における若手会員研究者の育成活動を強化するため、若手会員研究者（本規程において、学生会員を除く45歳以下の会員を指す）の『農業市場研究』誌投稿用の学術論文作成を支援する目的で、アドバイザー制度を設置する。

## 第2条（アドバイザー）

アドバイザーは名誉会員をもって構成する。学会は、名誉会員に『農業市場研究』投稿用の学術論文に助言するアドバイザーとしての登録を依頼する。

## 第3条（助言）

登録されたアドバイザーを公表し、若手会員研究者は専門分野等を勘案して個別に登録アドバイザーに助言の希望を申し入れる。希望が受理されたら、投稿用学術論文を送付して助言を受ける。

## 第4条（アドバイザーの役割）

1. 助言依頼を受理したアドバイザーは、『農業市場研究』誌の査読を念頭に置いて、助言希望者の投稿用学術論文に適切な改善点を指摘する。その際の様式等は自由とする。
2. アドバイザーは、助言を行なった場合に、助言対象者の氏名と助言の日時等について、企画委員会事務局に報告を行なう。

## 第5条（利用者の責務）

アドバイザー制度を利用して論文が『農業市場研究』誌に掲載された者は、論文末尾に制度を利用した旨を付記する。

## 第6条（学会の役割）

1. 学会は、第4条第2項の報告にもとづき、助言1論文につき3,000円の図書券をアドバイザーに謹呈する。
2. 学会は、アドバイザーが当該投稿論文の査読者になることがないように取り扱う。
3. アドバイザー制度の窓口・相談等は、企画委員会事務局とする。

## 附則

1. 本規程を2017年6月30日より施行する。